

居宅介護支援重要事項説明書

<令和 年 月 日現在>

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 029-295-1413 (午前8時30分～午後5時30分)

担当 介護支援専門員 ※ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所 ゆたか の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業者名 居宅介護支援事業所 ゆたか
所在地 茨城県那珂市後台2045-4
介護保険指定番号 0873300040
サービスを提供する地域 那珂市

※上記以外の方でもご希望の方はご相談ください。

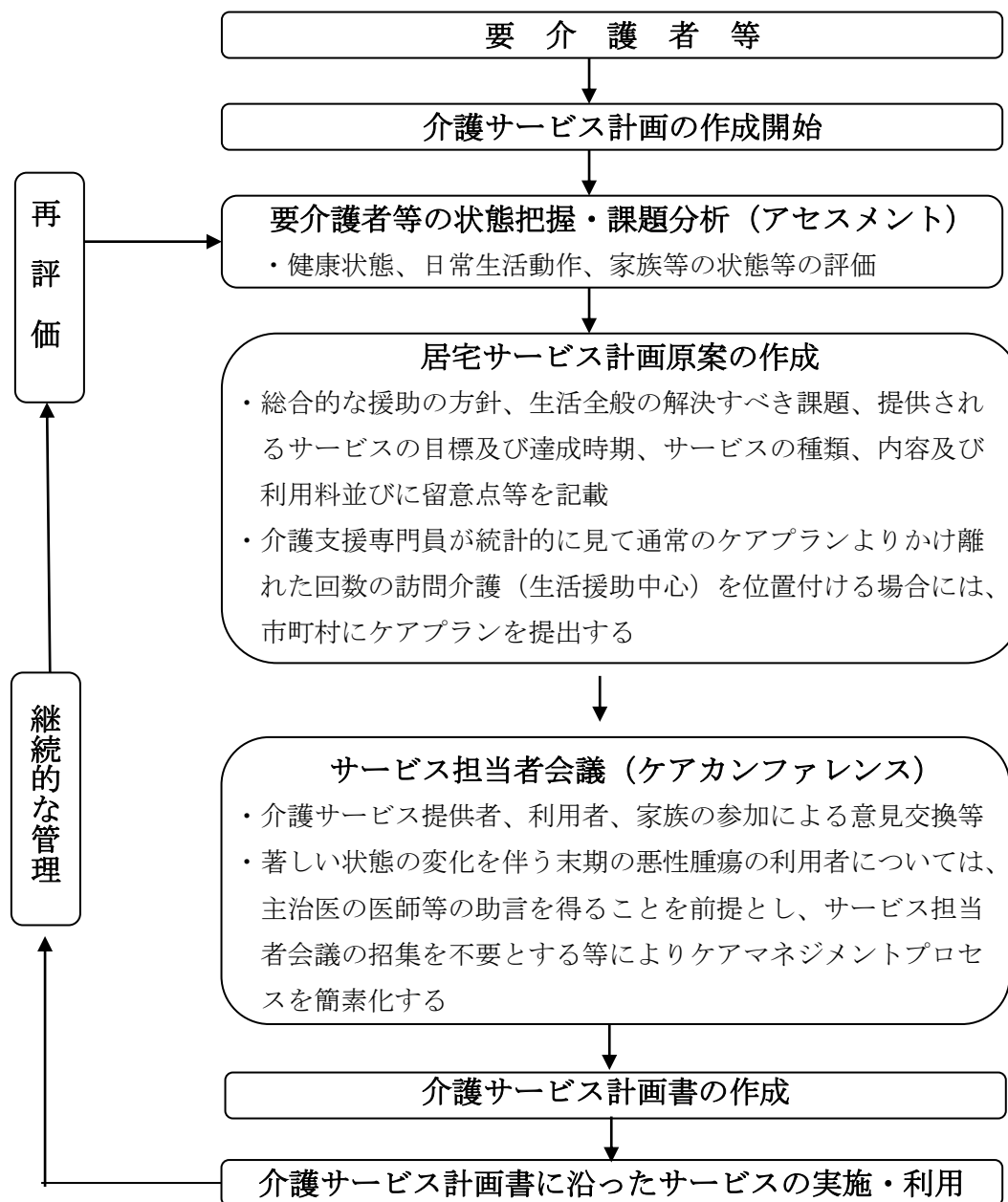
(2) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	事業内容	計
管理者	1名			1名
介護支援専門員	3名	1名	居宅介護支援	4名

(3) 営業時間

平日(月～金曜日)	午前8時30分～午後5時30分
営業時間外(緊急連絡先)	特別養護老人ホームゆたか園で対応(029-298-6399)に電話をかけて頂くと担当者に連絡を入れてくれます

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



※利用者・家族の希望を踏まえ、公立中正にサービス計画書を作成します。

※居宅サービス計画は利用者ご自身やご家族の方が行うこともできます。

4. 医療機関との連携

- (1) 居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当の介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼します。
- (2) 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされているが、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付します。

- (3) 訪問介護事業所等から伝達されて利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師等や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

5. 障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携

障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における、介護支援専門員と障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、特定相談支援事業者との連携に努めます。

6. 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、一ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額を頂き、当社からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、那珂市の窓口に出しますと、全額支払いを受けられます。

項目	算定方法	金額
居宅介護支援費 要介護1又は2	1ヶ月につき	11,088円
居宅介護支援費 要介護3, 4, 5	1ヶ月につき	14,406円
特定事業所加算(Ⅱ)	1ヶ月につき	4,288円
初回加算	1回につき	3,063円
入院時情報連携加算Ⅰ(入院した日のうちに情報提供)	1回につき	2,552円
入院時情報連携加算Ⅱ(3日以内に情報提供)	1回につき	2,042円
退院・退所加算(入院入所期間中にカンファレンス参加の有無・回数により1回程度)	1回につき	4,594円
ターミナルマネジメント加算(ターミナル期に通常よりも頻回な訪問をして主治医等へ情報提供をした場合)	1ヶ月につき	4,084円

※地域単価 7級地 上記金額は3%(1単位 10,21円)上乗せ

※介護報酬改定に伴い、居宅介護支援費・加算・地域単価等の変更があります。

(2) 交通費

前期2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費(但し、1,000円を上限とする)が必要です。

(3) 解約料

利用者の方のご都合（契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で、断りなく他事業所と契約した場合）により解約した場合、利用料に定めた料金の30%を頂きます。

(4) その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの清算とし、毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、請求後15日以内にお支払い下さい。

お支払い頂きますと、領収証を発行します。お支払い方法は、現金集金になります。

7. サービスの利用方法

(1) サービスの利用方法

まずは、お電話でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者の方のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

(1) 利用者が死亡した場合

(2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判断された場合

(3) 利用者が介護保険施設に入所した場合

(4) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

(5) 事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

(6) 第15条及び第16条に基づき本契約が解約又は解除された場合

④その他

利用者の方やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知する事により、即座にサービスを終了させていただきます。

8. 事故発生時の対応

事業者は居宅介護支援時において、利用者に対する事故が発生した場合速やかに利用者の家族、関係医療機関、市町村等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとしします。

また、この事故の状況及び事故に際してとった処置の状況を記録するものとしします。なお、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとしします。

9. 守秘義務

事業者・介護支援専門員及び従業者は居宅介護支援を提供する上で知りえた利用者又は利用者の家族に関する事項を正当な理由もなく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了した後も継続します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を従業員との雇用契約の内容としています。

10. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所利用者相談・苦情担当

当事業所介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談、苦情を承ります。

担当 今野 電話 029-295-1413

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

・那珂市役所 介護長寿課 介護保険グループ

電話 029-298-1111

・茨城県国民健康保険団体連合会

電話 029-301-1565

11. 当事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 豊潤会
代表者役職・氏名	理事長 山田 祐治
本法人所在	茨城県那珂市後台2042-1
電話番号	029-298-6399